

# 京都マラソンの更なる魅力向上に向けての提案に係る業務委託 仕様書

## 1 委託業務の名称

京都マラソンの更なる魅力向上に向けての提案に係る業務（以下「本業務」という。）

## 2 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

## 3 京都マラソン2027について

### (1) 概要

ア 名称	京都マラソン2027
イ 開催日	令和9年2月21日（日）
ウ メインコンセプト	「DO YOU KYOTO?マラソン」「みんなが主役」
エ 趣 旨	①市民スポーツの振興 ②京都の魅力を国内外に発信 ③京都・日本の活性化
オ 主 催	京都市、一般財団法人京都陸上競技協会
カ 種目・定員	マラソン（16,000名（予定）） ペア駅伝（250組500名（予定）） 車いす競技（20名（予定））
キ 競技時間	マラソン6時間
ク コース	2027大会（別紙）を基本とする。
ケ その他	ファンラン実施

### (2) 現状

- ・国内のランニング人口が減少する中、本大会の応募倍率も2019大会の4.5倍をピークに2026大会の2.7倍へと低下傾向にある。
- ・京都市民ランナーの割合は近年2割程度。加えて、市民アンケートでは「無関心・消極層」が6割以上を占めており市民の関心の低さが伺える。
- ・全国的には若年ランナーが増加の兆しを見せているとの情報がある一方、本大会では40～50代を中心としたベテラン層の支持が厚く、次世代や新規層の開拓が課題となっている。

## 4 業務目的

本業務は、単なる市民の意見収集ではなく、①大会の更なる魅力向上②市民が大会に対して納得感と関与意識を保つための仕組みの設計を目的とする。

〈例〉

- ・選ばれるマラソン大会を目指し、他大会との差別化によるリピーターの増加。
- ・応援者や市民目線におけるウェルビーイングな大会運営。

## 5 委託内容

### (1) ファンの抽出（6月頃）

- ・京都マラソンに継続的に関わる方の中から、京都マラソンに熱い思いを持っている方をアンケートなどの手法等を用いて抽出し、選定すること。
- ・ファンは「ランナー」「応援者」「ボランティア」のそれぞれの属性から12～16名程度を選定すること。

- ・選定するファンのうち8割は京都市内在住者とする。
- (2) ファンミーティングの開催(7~9月頃)
- ・(1)で選定したファンを招集し、属性ごとに1回以上のミーティングを開催すること。
- ・ファンミーティングの会場は原則として属性ごとに1回以上は京都市内とする。
- ・ファンミーティングでは、単に意見の聴取のみならず、ファシリテーション、フレームワーク、ロジックツリー等の手法を用いて、より深いファンの声を可視化すること。
- ・特に、京都マラソンについて「どこが好きか」「どうすればもっと愛せるか」というポジティブな問いに対する回答を引き出すようにすること。
- (3) 走る人、走らない人双方にとっての京都マラソンの魅力向上策の提案(10月頃)
- ・ファンミーティングの結果を集約、分析し、報告書にまとめること。
- ・ランナー、応援者、市民(マラソンに関心の薄い層)にとって、京都マラソンの開催価値(関心)が高まる取組みや手法の具体策を提案すること。
- ・具体策の提案には、内容に応じて以下の要素を重視すること
  - ① 京都マラソンへのランナー以外の市民の共感や関わりを高める手法や取り組み
  - ② 京都マラソン大会に対する愛着、信頼などが向上する作用
  - ③ 京都マラソンと市民のウェルビーイングへの効用

## 6 報告書等の提出

属性ごとに開催したファンミーティング終了の度、7日以内に会議録及びその概要を提出すること。なお、ファンミーティングの結果を集約、分析した最終の報告書は、10月30日(金)までに提出すること。

## 7 業務を実施するうえで留意する点

- (1) 納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は京都マラソン実行委員会が保有し、委員会が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 業務遂行に当たっては、京都マラソン実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、委員会の指示に従うこと。
- (3) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (4) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 本業務の全部または主たる部分を第三者に委任してはならない。

なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、京都マラソン実行委員会に書面により事前に申請し、承認を得ること。

なお、一括再委託を行うことはできない、

### 【一括再委託の基準】

- ア 契約金額の内訳のうち、7割を超える額に相当する部分を再委託するとき。
- イ 契約履行手段の主な項目である部分を再委託しようとするとき。
- ウ 作業を細分化して複数の業者に再委託し、受注者自らは契約の履行箇所に常駐等せず、実際には直接、指揮又は検査等を実施しているとは認められないとき。
- エ 再委託の相手側が更に実際に作業に当たる業者に再委託するとき
- (6) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、地域の活性化の観点を考慮すること。
- (7) 経費の増加を伴う案件については、書面にて京都マラソン実行委員会の事前承認がないものは認めない。
- (8) 各業務の担当者については、京都マラソン実行委員会と協議のうえ決定すること。
- なお、当該担当者が業務を履行できない場合は、担当者を変更すること。
- (9) 契約期間を通じた業務の平準化に留意し、適切に進行管理を行うこと。なお、事務局が別途指定するスケジュールについては、特に遵守すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は、内容を変更して実施する場合は、京都マラソン実行委員会と協議のうえ、

実施すること。

- (11) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、地域の活性化及び経費削減の観点を考慮して、京都マラソン実行委員会が直接、調達する場合がある。
- (12) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙 1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約締結時に別紙 2「個人情報の取扱いに係る安全管理据置状況申出書」を提出するとともに、実行委員会の求めに応じて立入調査に対応又は別紙 3「個人情報取扱事務の委託先への精査チェックシート」を提出すること。

